

## 博士論文要旨

氏名	井原 麗奈
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	甲第14号
学位授与年月日	平成25年3月19日
学位授与の条件	神戸女学院大学学位規程第5条1項の規程による
学位論文題目	1910年前後～1930年代における植民地朝鮮の公会堂 —日本内地との比較からみるその公共性について—

## 論文の要旨

本研究は1910年前後から1930年代に設置された植民地朝鮮の公会堂を対象に、その設置主体、催事内容、運営方法を調査し、同時代の日本内地に設置された公会堂の状況と比較しながら、考察を行うことを目的としたものである。「公会堂」という近代になって現れたこの空間は、その規模や使用用途だけでなく、設置背景や運営方法など、非常に多様な様相を見せてきた施設である。人の営みを反映し、積み重ねてきた歴史的価値の高い空間ではあるものの、その意義付け、意味付けは最近ようやく端緒が開かれたばかりである。

本研究では最初に「「公会堂」という施設は何故現れたのか」「公会堂にあらわれた植民地的な公共性とは何か」という問いを立て、実証を通じてその疑問を明らかにした。第一部では日本内地の事例について、第二部では朝鮮の事例について述べたうえで、終章でそれらを比較検討している。これらを分析する視点として基本的にはハーバーマス、アレントの公共性理論を援用したが、彼らの理論には含まれない私的領域の範疇に存在する、農村部の人々、女性や年長者、子どもなどの存在にも着眼し、それらも視野に入れながら指摘することによって、植民地下で展開された公共性の理解がいかなるものであったかを考察した。

これらの検討を通じて、本研究で得られた知見をまとめると、以下の通りである。

設置経緯という視点からは、公会堂は日本内地でも植民地朝鮮でも、必ずしも支配権力が主体的に設置したものではないということが明らかになった。公会堂には様々な設置主体が現れており、地方自治体、住民による小口の寄附、企業や企業経営者、篤志家など様々であった。関わった民族も日本人のみ、朝鮮人のみ、日本人と朝鮮人を含む場合など様々で、互いに見えない線引きがある中で、他者との距離を測りながら併存していた。相手の背景を理解する努力を欠きながら感覚的、空間的に棲み分けされている点に植民地的な公共性を指摘した。

運営方法、催事内容からは、公会堂では設置の主体にならなかった人でも催事を主催しよう、参加しようとする主体性をもって活動をすることが出来たことを指摘した。また農村部の事例からは都市部の知識人だけに限らず、排除されがちな女性や子どもの公共圏への参加も確認した。公会

堂は設置場所によって設備や機能に違いはあったが、基本的には人々が集まり、共に意見を交し合ったり、技術や教養を身につけたり、娯楽的な催事を楽しむ開かれた空間であった。また相手を批判しつつも対話によって合意を形成する空間、他者に対して自分を現す空間でもあり、公会堂の公共性のこのような側面をハーバースマスやアレントの公共性理解によって裏付けた。また営利を目的とした興行が盛んに行われていた事例、経済活動の中心である商業会議所と公会堂が兼用されている事例などから、公会堂が私利を確保するための空間として機能していたことも指摘した。

「公会堂」という施設が近代に数多く設置された理由は、住民が地域社会における自分たちの暮らしを自分たちの手で良くし、皆で共有できる利益を得ようとしたためである。住民の前向きな意思によって、設置・運営され、そこに集まって活動することによって、その内実を確かなものにしていった。その活動は既存の人のつながりを使いながら広がり、その紐帯を強固にした場合もあれば、新たな人のつながりもまた構築したと考えられる。支配権力が公会堂でより強い主体性を発揮するのは、1930年代後半以降であり、植民地期において、一貫して公会堂の際立った主体であったわけではない。当時の支配権力の公共性の解釈にはゆらぎや迷いがあり、その一方でその公共圏に誰でも参加することが出来る可能性が開かれていたのである。

## 博士論文審査結果の要旨

2013年2月6日午前10時より博士論文の公開発表、口頭試問を実施した。まず提出者による論文の概要報告があり、審査委員及びフロアを含めて質疑応答がなされ、審査は午後1時45分ごろ終了した。

本研究は、1910年前後から1930年代の植民地における「公共性」とは何か、という問題意識を出発点として、近代市民社会の公共空間としての「公会堂」に関する歴史分析を試みた成果である。序章でハーバーマス、アレントらの公共性理論をふまえつつ研究史を整理し、第一部「日本内地の公会堂」で京阪神の事例を中心に時系列的に考察し、さらに第二部の「植民地朝鮮の公会堂」ではハンゲル語文献や「東亜日報」など一次資料を活用し、従来の研究では不明の植民地の公会堂をめぐる歴史状況の実態を分析した。具体的には公会堂の設置主体、その催事内容、運営方法を明らかにすると共に、都市部の知識人だけに限らず、農村部の女性も含めた公共圏への参加、これらの公共空間としての公会堂をめぐる多様な歴史展開を浮き彫りにした点に、本論の大きな特徴がある。

次に論旨を要約すると、①公会堂は支配権力が主体的に設置したものではなく、地域住民が自らの生活環境を良くし、皆で共有できる場を求めて誕生した公共施設である。②設置主体は地方自治体、住民による寄附金、あるいは企業経営者、篤志家など多様な存在があり、地域経済活動の中心である商業会議所と公会堂を併設兼用する場合も少なくない。③建物の規模や設備に地域差はあるが、基本的に地域の住民が集まって意見を交わし、音楽会や映画など娯楽を楽しむ場所であった。④こうした公会堂を通じて社会活動の輪が広がり、住民集会による合意形成の場として、ハーバーマス理論の「社会的公共性」の一翼を担う存在となった。

さらに商業会議所のみならず、キリスト教青年会（YMCA）や女性団体などの地域啓蒙活動との関わりを指摘したことも注目すべきである。ただし、植民地時代の公共空間は日本人と朝鮮人の民族的な棲み分けがなされることから、公会堂の運営面で限界もあった。とくに1930年代後半以降、戦時中は支配権力の強い意向が公会堂にも反映するようになり、警察の取り締まりが次第に強化されたことが指摘される。

以上のような論旨展開で、公共性をめぐる諸概念の比較分析、細部資料の解説、理論化については今後さらに深めてほしい論点も少なくないが、学界において植民地公共性の研究分野が未だ開拓途上にある研究状況に鑑みると、本論は膨大な一次資料を丹念に解説してまとめた研究成果として評価できる。この点から審査委員一同は、本論文を本学の博士（文学）・学位論文としての条件をクリアしているものとして合格と判定する。

2013年2月19日

主査 真栄平 房昭 教授

副査 高橋 雅人 教授

副査 水野 直樹 教授

京都大学大学院人文科学研究所